

2011年7月13日

『沿道耐震ソリューションサービス ~震災に強い街づくり~』を開始します

東京急行電鉄株式会社

当社は、特定緊急輸送道路に接するオフィスビル・商業ビル等を対象として、『沿道耐震ソリューションサービス ~震災に強い街づくり~』を開始します。

本サービスは、東急グループ4社（東京急行電鉄、東急設計コンサルタント、東急建設、東急ファシリティーサービス）の連携のもと、2011年4月5日から開始している建物のライフサイクルの全てを総合的にサポートする「建物ソリューションサービス」の一環です。当社は、「安全・安心」を全ての事業の根幹と位置付け、事業を展開していることから、震災に強い安全な街づくりをサポートすることは当社の社会的な責務であると認識し、本サービスを開始します。

本サービスは、2011年3月18日に公布された「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（東京都条例第36号）に関連して、特定緊急輸送道路に面する特定建築物を所有しているお客様に対し、専門的な立場から補助金に関連するコンサルティング業務をはじめ、既存建物の耐震診断・耐震計画・耐震改修工事等に関連する業務の総合サポートを行うものです。

また、当社はオーナーとして建物を所有・管理しているノウハウを生かし、オーナー様の視点に立った耐震ソリューションサービスや、その他関連サービスを提供することにより、建物の資産価値の向上や資産競争力を高めることが可能です。

今後も、当社は「建物ソリューションサービス」を通じて建物のライフサイクルをサポートしていきます。

以 上

（参考）「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」（東京都条例第36号）に関して

条例の目的

首都直下地震の切迫性が指摘されている中、震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることを防止する

公布日 2011年3月18日

概要

東京都の特定緊急輸送道路に面する以下の特定建築物の所有者に対して耐震診断を行うことを義務付ける。

- ・敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ・旧耐震基準の建物（昭和56年5月以前に新築された建物）
- ・道路幅員の1/2以上の高さの建築物

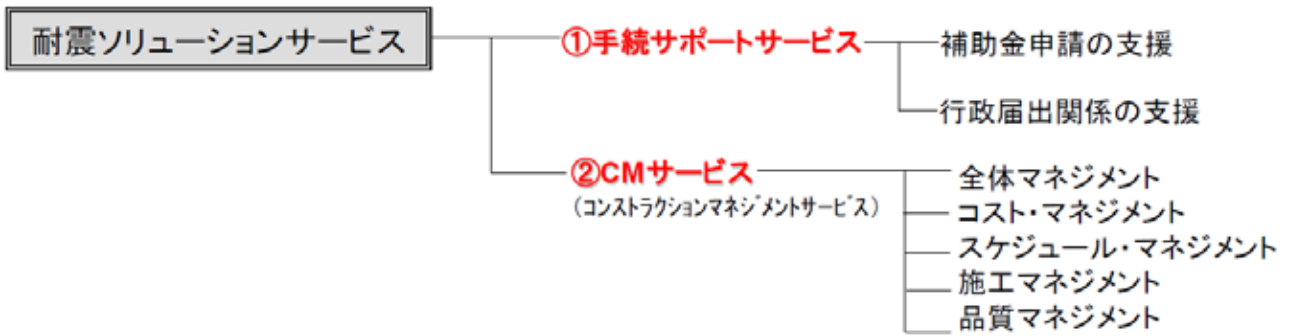
（あくまでも耐震診断が義務であり、耐震改修については努力義務としている）

耐震化に要する費用の助成

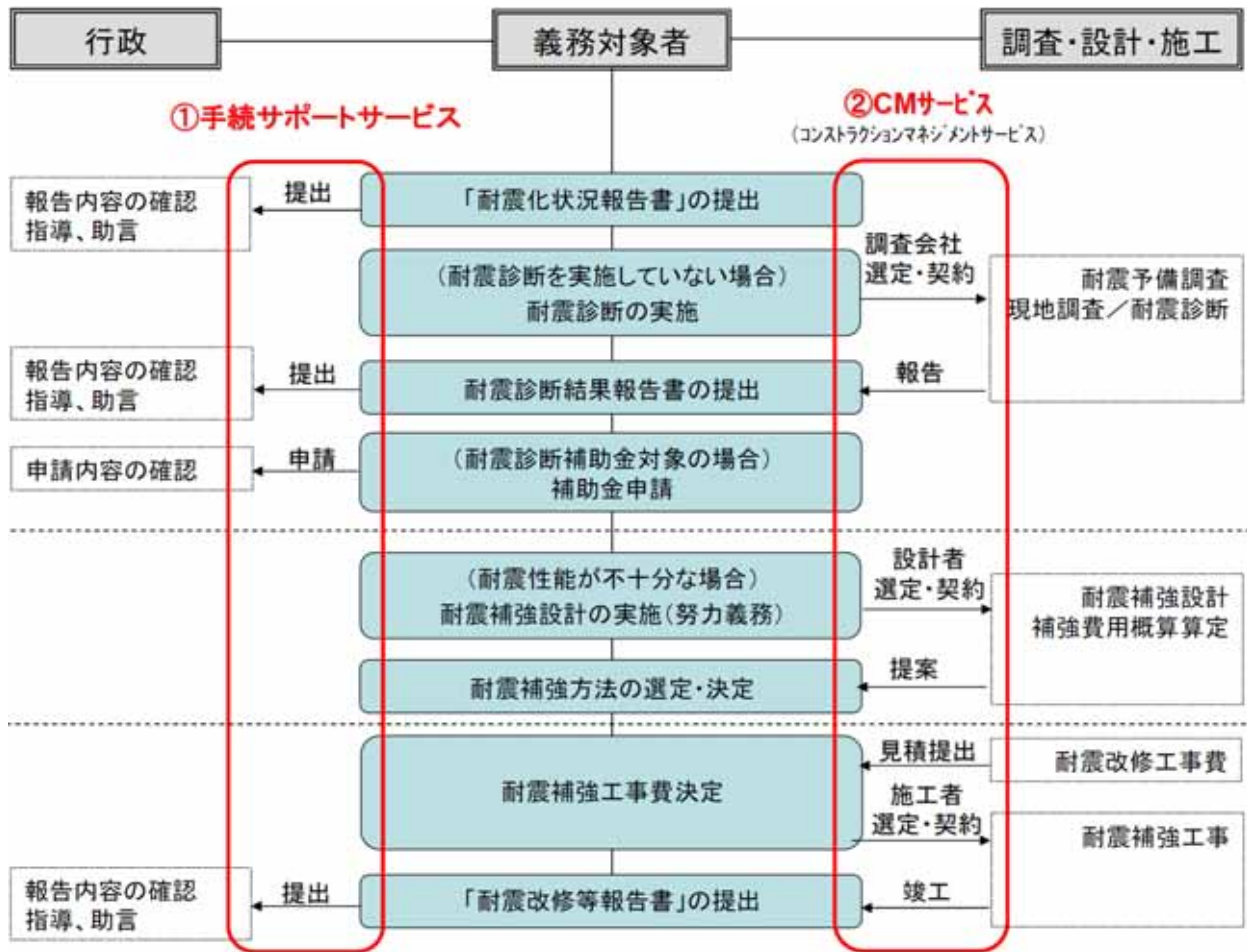
特定緊急輸送道路の沿道建築物を対象に耐震診断の助成制度あり。

(別紙)

耐震ソリューションサービスの業務内容



耐震ソリューションサービスの業務フロー(例)



その他耐震ソリューションに関連したオプションサービス

バリューアップリノベーション	建物の資産価値向上・用途変更 大規模リニューアル・テナント入替
解体・建替	建替コンサルティング 事業計画の提案
管理・運営	建物省エネ診断 建物管理・メンテナンス診断 CO2削減ソリューション 長期修繕計画